

大和市長立図書館資料の損害の賠償に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市長立図書館条例（昭和31年条例第31号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、大和市長立図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料（機材を含む）及び、その他の図書館の資料（以下「資料」という。）の損害の賠償（以下「賠償」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で用いる用語は、次の各号に定めるもののほか、条例及び大和市長立図書館条例施行規則（令和2年大和市長規則第37号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

(1)紛失 資料の所在がわからなくなった状態をいう。

(2)滅失 資料が消滅した状態をいう。

(3)汚損 次に掲げるいずれかの状態をいう。

ア 水、清涼飲料水、コーヒー、泥等により、資料が汚れた、又は変形した状態

イ 臭い又は異物の付着等利用者に不快感を与えるおそれのある汚れがある状態

ウ 消しゴムで消すことができない書き込み又は線引きがある状態

(4)破損 次に掲げるいずれかの状態をいう。

ア ページの破れ又は形状をなさない程度の損傷がある状態

イ 噛み跡がある状態

ウ ページに写真、テープ、シール等の貼付けがある状態

エ 補修をおこなってもなお利用者に不快感を与えるおそれのある損傷がある状態

オ 16ミリフィルムに修復不可能な傷、切断、汚れが生じた状態

カ DVD、VHSの映像再生に重大な支障が出る程度の傷、割れ、切断等が生じた状態

キ 衝撃や濡れ等により、視聴覚機材の機能が喪失した状態

(賠償の責任の範囲)

第3条 利用者が故意又は過失により資料の紛失、滅失、汚損、破損（以下「紛失等」という。）をした場合は、当該利用者が賠償の責任を負う。ただし、当該利用者が未成年であるときは、その保護者が賠償の責任を負う。

2 前項の場合において、貸出しをした時に既に存在していた汚損又は破損については賠償の責任を負わない。

(賠償の方法)

第4条 利用者が資料の紛失等をした場合は、大和市長立図書館長（以下「館長」という。）は利用者に対し、賠償申出書を提出させるとともに当該資料の賠償を求めるものとする。

2 賠償は、原則として現物（当該資料と書名、著者、出版社が同一の物品）により行うものとする。ただし、絶版等の理由で現物による賠償が困難な場合は、館長が指定する同等の資料で賠償するものとする。

(賠償の免除)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、賠償を免除することができる。

- (1)紛失等の原因が、天災又は不慮の事故による場合
- (2)紛失等の原因が、本人の過失によらず、館長がやむを得ないと認めた場合
- (3)その他館長がやむを得ない事情があると認めた場合

2 賠償の免除を受けようとする者は、賠償免除理由書を館長に提出しなければならない。

(利用制限)

第6条 規則第7条に規定する貸出しの停止は、賠償申出書を提出した日（ただし、現物による賠償が困難な場合に館長が同等の資料を指定したときは、それを本人に通知した日）の翌日から起算して45日間経過後、なお賠償をしない場合に適用するものとする。

(様式)

第7条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は館長が別に定める。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年11月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	賠償申出書	第4条第1項
第2号様式	賠償免除理由書	第5条第2項